

技術提案書等作成要領

1 提出書類

被保護者居住生活サポート事業運営業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

- (1) 技術提案書（紙媒体） 正本 1 部、副本 6 部

2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	事業者概要	<p>担当部門の実施体制及び社内のバックアップ体制について記載すること。保有する資格等があれば記載すること。</p> <p>また、平成 30 年 4 月 1 日以降の生活保護受給者若しくは生活困窮者の支援実績、又は長期入院（入所）者の退院（退所）に係る地域移行支援実績について具体的に記載し、生活保護及び生活困窮者を取り巻く現状や動向と地域移行の際に必要な制度や知識などを踏まえた業務実施の基本的な考え方や提案内容等の特徴についても記載すること。</p>
2	業務内容	<p>以下の (1) ～ (4) について、一連の業務の流れがわかるように、フロー図を作成する等して、詳細に提案を作成すること。(1) ～ (4) については生活援護管理課、各保健福祉総合センターへ報告する様式も提案すること。関係機関等と連携して行う業務については、どのように連携・役割分担し業務を実施するのか、詳細に記載すること。</p> <p>(1) 対象者の入院（入所）状況や継続の必要性及び退院（退所）の可能性を把握する業務について、実施体制や手法及び頻度について記載すること。実態把握の手法については、「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和 45 年 4 月 1 日厚生省社会局保護課長通知）を参考に作成すること。また、対象者の地域生活移行のために必要となる生活実態を的確に把握するため、どのような取組を実施するのかを記載すること。</p> <p>(2) 退院（退所）可能と判断された対象者に対して、地域移行支援プログラムを作成するうえでどのような実施体制で行うのか記載すること。また、課題分析（アセスメント）をどのように行うのか具体的に記載すること。</p>

		(3) 手法（プログラム）について、具体例を用いながら、対象者への意欲喚起、地域資源・他制度の活用・関係機関との連携の方法等、退院までの支援手法について記載し、対象者が地域生活へ移行するにあたって必要となる支援をどのように提供するのかを具体的に提案すること。
		(4) 仕様書 16 で示す対象者において、実態把握後にどのような手法で集計して報告を行うか記載すること。また、その分析方法についても具体的に記載すること。
3	個人情報保護	個人情報の漏洩防止等に向けた個人情報の保護体制について記載すること。また、プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認定を受けている場合には、その旨についても記載すること。
4	自由提案	仕様書に記載の業務以外に、実施可能な取り組みがあれば、自由提案として具体的に記載すること。

3 作成方法

(1) 正本（1部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。

商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

(2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。

【留意事項】

- (1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し30ページ程度に収めること。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できない場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。